

平成29年第2回苫小牧市国民健康保険運営協議会会議録

日 時	平成29年8月31日(木) 18時00分 ~ 19時10分
場 所	市役所9階 第2委員会室
出席委員	入倉委員、野村委員、丸山委員、川口委員、舘山委員、鈴木委員、石田委員、新谷委員 岡田委員
事務局	片原部長、用田次長、吉田課長、舩本副主幹、吉田総務係長、青木収納係長、近澤収納係主査 近江谷主任主事
会議次第	委嘱状交付式 1 委嘱状交付 運営協議会 1 諮問 2 市長挨拶 3 開会 4 会長挨拶 5 報告事項 第1号 第9回定例会以降の市議会の結果について 第2号 平成28年度国民健康保険事業会計決算について 6 協議事項 第1号 市長からの諮問事項について 苫小牧市税条例の一部改正について 第2号 都道府県化以降の税率改定の方向性について 7 その他

発 言 者	発 言 内 容
吉田課長	<p>それでは、皆さんお揃いになりましたので、早速ですが始めたいと思います。前回の運営協議会開催後に、2人の委員が辞任されて、今回委員に新たに就任される館山委員と鈴木委員に、市長から苫小牧市国民健康保険運営協議会委員の委嘱状を交付いたします。お名前をお呼びいたしますので、その場で御起立願います。</p> <p>《委嘱状交付》</p>
吉田課長	<p>開会に先立ちまして本運営協議会に対し諮問がございますので、石田会長に諮問書をお渡しいたします。よろしくお願いいたします。</p>
岩倉市長	<p>諮問書を渡させていただきますので、よろしくお願いいたします。</p>
吉田課長	<p>市長より御挨拶申し上げます。</p>
岩倉市長	<p>それぞれに大変お忙しい中、国民健康保険運営協議会に御出席をいただきましたことを心から御礼を申し上げます。同時に、今お二人の委員の方々へ委嘱状を交付させていただきました。本市国民健康保険事業の運営に、特段の御指導、御鞭撻を賜りますよう、心からお願い申し上げます。</p> <p>さて、国民健康保険事業でございますが、国保制度改革による平成30年度からの都道府県化開始まで約半年となりまして、市町村あるいは国保連合会、そして北海道の三者が連携して、システムの調整、あるいは運営体制の構築など、着々と準備が進められております。国保は、国民皆保険制度最後の砦でありまして、制度の円滑な移行に向けて、これからまさに正念場となっているところであります。</p> <p>本市の国保会計は、加入者数が減少し保険税収は減となりましたが、関係機関の御協力による健康意識の向上、あるいは薬価改定の影響等により医療費が減少し、また国による財政支援の拡充等によって、収支は改善傾向にあります。</p> <p>平成30年度の都道府県化を迎えるにあたりまして、健全な事業運営に向けて、より一層、収納率の向上、そして加入者の健康保持、増進による医療費適正化に取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>本日は、今ほど諮問書を会長にお渡しさせていただきましたが、「苫小牧市税条例の一部改正」、そして「都道府県化以降の税率改定の方向性」などにつきまして、御審議をいただくこととなります。詳細につきましては、この後担当から説明をさせますが、委員の皆様から数多くの御意見、御提言を賜りたいと存じておりますので、何卒よろしくお願いいたします。</p> <p>最後になりますが、委員の皆様への御健勝を御祈念申し上げまして、措辞ではありますけれども、冒頭の御挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
吉田課長	<p>市長は次の公務のために、ここで退席させていただきます。</p>
岩倉市長	<p>よろしくお願いいたします。</p>
吉田課長	<p>それでは、ただいまから平成29年第2回国民健康保険運営協議会を開催いたします。本日は渡辺委員が所用のため欠席となっております。まず新たに委員になられました、館山委員と鈴木委員に簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。館山委員からよろしくお願いいたします。</p> <p>(各委員挨拶)</p>
吉田課長	<p>開会に当たりまして石田会長より御挨拶をお願いいたします。</p>
石田会長	<p>それでは、開会に当たりまして一言だけ御挨拶を申し上げたいと思います。本日は8月の月末ということで、大変お忙しい中、しかも18時ということで遅い時間にもなりますけれども、お集まりいただきましてありがとうございます。先ほど市長の方から諮問書をいただいております。本日の議題の中でいろいろとお話をさせていただくような形になろうかと思います。事前に資料等も配布されておりますので、皆さんご覧いただいているかと思いますが、国保会計については、28年度は割と順調な推移をしていたということでもありますけれども、30年度に都道府県化という新たな改革があるということで、その辺のことも含めて、国保のあり方というものを考えながら議論をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
吉田課長	<p>ありがとうございます。それではこれからの議事進行を石田会長にお願いいたします。</p>
石田会長	<p>それでは、議事の方に入りたいと思います。お手元に会議次第がございますので、議事に従いまして進めさせていただきます。本日は報告事項が2件、それと協議事項が2件ということでございます。まず最初に、報告事項第1号「第9回定例会以降の市議会の結果について」事務局より御報告をお願いいたします。</p>

発 言 者	発 言 内 容
片原部長	<p>市民生活部長の片原でございます。報告第1号「第9回定例会以降の市議会の結果について」御説明をいたします。</p> <p>前回の運営協議会以降に開催された市議会の内容でございますが、本年2月24日から3月17日まで開催されました第9回定例会におきましては、国保に関する議案として、本年2月の運営協議会で御承認をいただいた「平成28年度国民健康保険事業特別会計第4回補正予算案」と「平成29年度国民健康保険事業特別会計予算案」を提出し、ともに可決されております。</p> <p>このうち、平成29年度予算案につきましては、予算審査特別委員会におきまして審議され、7人の委員から国保都道府県化に伴う課税限度額や税率の改定、医療費適正化や保健事業の取組、収納率向上対策などについて御質問をいただきましたので、その主な内容について御紹介をいたします。</p> <p>始めに、都道府県化に伴う国保課税限度額と税率改定に対する市の考え方についてでございますが、課税限度額につきましては、現在、法定限度額との乖離が生じており、市が北海道に納める国保事業費納付金は法定限度額を基準に積算されることや、負担の公平性の観点からも、現在の課税限度額を法定限度額に合わせ、改正する必要があると答弁をしております。保険税率の改定につきましては、平成30年度以降は国保事業費納付金を賄うため、基本的には北海道から示される標準保険料率を参考に税率を決定することとなりますが、本算定の結果が出るまでは税率の増減や改定時期についての具体の議論ができないことから、8月の第3回納付金仮算定後に方向性をお示ししたいと、答弁をしております。</p> <p>次に医療費適正化や保健事業の取組についてでございますが、被保険者の健康保持・増進により医療費を抑制することが重要であり、健診や各種ドックの受診によって自分の健康状態を知り、病気の早期発見、疾病リスクがある方への保健指導の活用など、発症予防と重症化予防を重点として取組を進めてまいりたいと答弁をしております。</p> <p>収納率向上対策につきましては、高額滞納者への対処の強化、財産調査の徹底、職員の徴収業務スキル向上を図り、収納率の向上を図る旨を答弁しております。</p> <p>次に、5月12日から17日まで開催されました第10回臨時会におきましては、地方税法の改正に伴う「苫小牧市税条例の一部を改正する条例」において、国保の低所得世帯に対する保険税軽減のうち5割及び2割の軽減対象となる所得基準額の引き上げ、軽減対象世帯の拡充を含め専決処分を報告し承認をされております。</p> <p>最後に、6月15日から23日まで第11回定例会が開催されましたが、国保に関する案件はございませんでした。</p> <p>第9回定例会以降の市議会の結果については、以上でございます。</p>
石田会長	<p>はい、ありがとうございます。ただいま報告事項の第1号「第9回定例会以降の市議会の結果について」御説明いただきましたけれども、何か御質問等ございませんでしょうか。</p>
各委員	<p>了承</p>
石田会長	<p>続きまして報告事項第2号「平成28年度国民健康保険事業会計決算について」、こちらも事務局より報告をお願いしたいと思います。</p>
吉田課長	<p>改めまして、国保課長をしております吉田と申します。</p> <p>報告第2号、平成28年度国民健康保険事業会計決算について御報告いたします。</p> <p>議案書の2ページと3ページに平成28年度決算概況と被保険者の加入状況、保険給付費等の推移について、グラフを掲載しております。</p> <p>また、別冊の「平成28年度決算状況等について」という資料で、歳入・歳出それぞれの総括表と各項目の説明、本市の平成28年度における医療費の適正化や収納率向上の取組について掲載させていただいておりますので、これらの資料により説明をさせていただきます。</p> <p>それでは、議案書の2ページをお開きください。</p> <p>平成28年度国民健康保険事業会計決算は、歳入総額200億8,643万3千円、歳出総額196億3,978万1千円で、歳入歳出差引額4億4,665万2千円を翌年度に繰り越しております。この繰越金につきましては、9月議会に補正予算を提出し、全額を基金に積み立てる予定でございます。</p> <p>今決算は、収支上、4億4,665万2千円の黒字となりましたが、歳入では、例年同様、国道支出金に、精算により翌年度に返還しなければならない額、およそ1億2,400万円が含まれている中での黒字であるため、実質的な収支としては約3億2,300万円の黒字と捉えております。</p> <p>次に議案書の3ページをお開きください。</p> <p>4つのグラフを掲載しておりますが、左上のグラフが、国保の加入状況の推移でございます。このグラフは年度平均での世帯数、被保険者数の推移を示しておりますが、平成23年度をピークに世帯数、被保険者数ともに減少しております。</p>

吉田課長

今年度に入っても減少傾向は変わらず、7月末現在で被保険者数が35,406人、世帯数が23,449世帯となっております。加入者の年齢構成などを勘案しますと、今後も後期高齢者医療制度加入による被保険者数の減少が続くものと考えております。

次に、右上のグラフが、国保税の現年度調定額と収納率の推移でございます。調定額についても、加入者の減少や世帯所得の低迷、法改正による低所得者世帯に対する保険税軽減制度が拡充されたことなどの影響を受け、減少傾向にあります。

下段の表でございますが、左が保険給付費、右が後期高齢者医療、介護保険の両制度への納付金の推移となっております。左下の保険給付費につきましては、被保険者数が減少しているものの、加入者の高齢化や医療の高度化等に伴い平成27年度までは増加しておりましたが、平成28年度は関係機関の御協力による健康意識の向上や、薬価改定による高額な薬剤の値下げ等の影響により、昨年度と比べまして大幅に減少しております。

次に右下の納付金でございますが、これらの納付額は、当該年度の被保険者数の見込みに1人当たりの負担額を乗じて算出するもので、実績に基づき2年後に精算する仕組みとなっております。平成28年度の納付額が前年度に比べ減少しているのは、被保険者数が見込みより大きく減少したため、精算による差引額が大きかったことによるものですが、一人当たりの負担額は年々増加傾向にございます。

被保険者数の減に伴う保険税収等の減少と、後期高齢者、介護保険、両制度への納付金などの歳出の増加が、国保会計の収支を悪化させている要因となっておりますが、平成28年度においては、保険給付費の減少や国の財政支援拡充により収支が改善され、実質的な収支として約3億2,300万円の黒字となりました。

続きまして、歳入歳出の各項目について御説明いたします。

別冊資料1「平成28年度決算状況等について」の1ページ上段に歳入の総括表を掲載しておりますが、この中で予算現額Aと決算額Bとを比較した差引B-Aの大きな項目について説明させていただきます。

1ページ、①国民健康保険税は、予算に対し収納率が向上したことにより、8,910万1千円の増となりました。

2ページを御覧ください。中段に過去5年間の収納率推移を表にしてありますが、表の下段、一般被保険者・退職被保険者等の総計で、平成28年度、現年課税分が93.28%、滞納繰越分が25.21%、合計が76.15%となっており、前年比で1.94ポイントの増となっております。昨年に引き続き70%台の収納率を確保できました。今後も収納率向上に向け、地道な取組を継続してまいりたいと考えております。

③国庫支出金については、予算に対して、1億2,015万3千円の増となりました。その内訳としましては、療養給付費負担金等で約2,900万円の増、財政調整交付金で約9,100万円の増となっております。先ほども触れましたが、このうち療養給付費負担金等については概算で交付されているため、給付実績に基づく精算により、約1億2,400万円を29年度中に返還する予定となっております。

3ページを御覧ください。

④療養給付費等交付金は、退職被保険者等の医療費が減少したことにより予算に対して4,430万7千円の減となりました。この療養給付費等交付金とは、医療保険における国保の医療負担を是正するための退職者医療制度に基づき交付されているものですが、平成27年度より新規対象者の適用が終了しましたので、今後も減少していく見込みでございます。

4ページを御覧ください。⑦道支出金、9,301万3千円の増は、都道府県財政調整交付金が増となったものでございます。

⑨繰入金は、予算に対して1億1,441万8千円の減となりました。その内訳としましては、一般会計繰入金が約3,100万円の減、基金繰入金が約8,300万円の減となっております。一般会計繰入金は、職員給与費や事務費に対して繰入されているものが歳出額の減少に伴い減額となったものです。

基金繰入金は、28年度の収支不足額を約8,300万円と見込み、赤字補填として同額を基金から繰入れる予定でしたが、国保税や、国道支出金が予算を上回ったことにより、基金からの繰入が不要となったものでございます。

次に歳出でございます。6ページをお開きください。

上段に歳出の総括表を掲載しておりますが、歳入と同様、予算現額と決算額とを比較した不用額の大きな項目について御説明いたします。

②保険給付費は、予算に対して2億7,065万6千円の減となりました。一般被保険者及び退職被保険者等の療養給付費が、見込んでいた件数より減少したことや、薬価改定の影響により執行残となったものでございます。

8ページ⑧保健事業費は、予算に対して1,744万7千円の減となりましたが、これは主に特定健診と特定保健指導の委託料の執行残でございます。

発 言 者	発 言 内 容
吉田課長	<p>次に、9ページをお開きください。</p> <p>過去20年間の収支状況と、平成22年度に設立した基金残高の推移を表にしております。平成22年度以降の7年間の推移を見ますと、保険収入の減少と、保険給付費や制度納付金などの歳出の増加に伴い、収支が悪化の傾向にありましたが、平成28年度は収支が大幅に改善されております。基金残高につきましては、平成28年度末で3億9,144万8千円となっております。平成29年度はここから国道支出金の返還金約1億8,600万円を取崩しますが、平成28年度の決算剰余金約4億4,700万円を積み立てることになりますので、年度末基金残高は、基金設立以来最も多くなる見込みでございます。</p> <p>最後となりますが、10ページに本市の平成28年度における新たな取組みと医療費適正化・保健事業、収納率向上についての主な取組内容を記載しております。</p> <p>これからも取組を継続し、国民健康保険事業会計の健全化に努めてまいりたいと考えてございます。以上でございます。</p>
石田会長	<p>はい、ただいま報告第2号につきまして御説明いただきました。何か御質問等がありましたらお願いしたいと思っております。</p>
石田会長	<p>それでは私の方からちょっとお聞きしたいのですが、今回基金の部分については返還分を差し引きて3億円以上の積立ということになるのですけれども、30年度の都道府県化後も、この基金はそのまま継続して積立てられていくものなのですか。</p>
吉田課長	<p>平成30年度以降の都道府県化以降も苫小牧市が保険者であることは変わりございませんので、引き続き基金として苫小牧市が保有するといった形になってございます。</p>
石田会長	<p>そうしますと、今年度は歳入の方が上回って基金の繰入が増えたということになるのですけれども、都道府県化以降も同じような状況が続くことになれば、どんどん基金だけが増えていくことになる訳ですか。</p>
吉田課長	<p>基本的には剰余金が出た場合については基金に全額積み込むことと条例上なっておりますので、プラス分が出れば、今後も引き続き積み立てていくといった形になると思います。</p>
石田会長	<p>そうしますと、都道府県化で仕組みが変わったことによって基金を取り崩してどちらかに納付しなければならぬということではないのですかね。あくまでも苫小牧市の中で運用できるという形になる訳ですか。</p>
吉田課長	<p>そうですね。苫小牧市で積んでいる基金については、苫小牧市の意思が必要であれば補填する、といった使い方ができるようになっています。</p>
石田会長	<p>今年度、歳入の方が上回ったということなんですけれども、2ページ、3ページの資料を見ますと収納率の向上だとか、保険給付の減少だとかといったことがあるんですけど、一人当たりの給付金がわずかですけれども、引き下がっているという要因はどのようにお考えですか。</p>
吉田課長	<p>これまで一人当たりの保険給付費というのはずっと右肩上がりであっていった現状がございましたが、今回、私の記憶している限りでは初めて一人当たりの保険給付費が下がったということでございます。これは関係機関の健康意識の向上に対する御協力等もございまして、また平成28年度に診療報酬の改定で薬価が若干下がったといったことも、今回の減少につながっているものと思っております。あとは健康に対する意識というのが非常に高まっているのかなという感はありますので、そういった動きが複合されてこういった結果が付いてきたものと分析しております。</p>
石田会長	<p>前回の会議のときにも予防、健診の話題が出ていましたが、そういうものの効果も多少は見られるのでしょうか。</p>
吉田課長	<p>苫小牧市は、館山委員もいらっしゃってますけれども、各医療機関が非常に熱心に特定健診の受診に対して、受診勧奨を行っていただいているという現状がございまして、何よりも未然に防ぐということが大事になってきますので、そういった健診の効果というのは非常に大きいと考えております。</p>
石田会長	<p>ありがとうございます。他に何か御質問等ございませんでしょうか。よろしいですか。</p>
各委員	<p>了承</p>
石田会長	<p>それでは次の協議事項の方に移りたいと思います。協議事項の第1号、「市長からの諮問事項について」ということで、こちらも事務局の方から御説明をお願いしたいと思います。</p>

片原部長

協議事項第1号 市長から諮問をさせていただきました「苫小牧市税条例の一部改正について」を御説明いたします。
議案書をお開き願います。
今回御提案をさせていただく国民健康保険税課税限度額の引上げについてでございますが、現在苫小牧市では、平成27年度から平成29年度の3か年で合計8万円の引上げを行い、課税限度額は81万円となっております。この81万円というのは平成26年度段階での法定限度額であり、国はその後平成27年度と平成28年度の2か年で4万円ずつ引上げを行ったため、苫小牧市と国の限度額には依然8万円の乖離が生じております。
平成30年度に行われる国保都道府県化におきまして、市が北海道に納める国保事業費納付金は、法定限度額を基準に積算されます。法定限度額に達していない場合、税収が不足をいたしますので、その分税率を上げて低・中間所得者層の負担を増やして補填しなければなりません。こうした、法定限度額との乖離により生じる低・中間所得者層への影響の回避を図るとともに、所得に応じた保険税負担の公平性を確保するため、課税限度額を改正したいと考えております。
引上げの期間及び金額につきましては、平成30年度および平成31年度の2か年において4万円ずつ引上げを行い、段階的に実施したいと考えておりますので、この件につきまして委員の皆様からの御意見を伺いたいと思います。
詳細につきまして、国保課長から説明いたします。

吉田課長

それでは、私の方から詳細についての説明をさせていただきます。
最初に改正の内容でございますが、苫小牧市国民健康保険税の課税限度額につきまして、苫小牧市税条例第137条第2項「基礎課税額」を、現行51万円から法定限度額の54万円、同条第3項「後期高齢者支援金等課税額」を、現行16万円から法定限度額の19万円に、同条第4項「介護納付金課税額」を、現行14万円から法定限度額の16万円に改正するものでございます。この改正に伴いまして、第146条の国民健康保険税減額の規定に定める上限額についても当該改正額に改めるものでございます。
この改正案は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度および平成31年度の2か年において、段階的に実施いたします。
年度ごとの引上げ額ですが、平成30年度においては、基礎課税額を2万円引き上げ53万円、後期高齢者支援金等課税額を1万円引き上げ17万円、介護納付金課税額を1万円引き上げ15万円の合計85万円とし、平成31年度は、基礎課税額を1万円引き上げ54万円、後期高齢者支援金等課税額を2万円引き上げ19万円、介護納付金課税額を1万円引き上げ16万円とし、改正後の額である89万円とするものでございます。
次に、国の課税限度額の経過でございますが、国は所得に応じた負担の公平性を確保するため、平成27年度に4万円、平成28年度にさらに4万円を引き上げ、合計で89万円といたしました。平成29年度は平成30年度からの国保都道府県化を控える中、一度立ち止まって課税限度額の根本的なあり方について議論するべきとの社会保障審議会医療保険部会での意見を踏まえ、課税限度額は据置となっております。
本市における課税限度額の経過と改正の理由でございますが、先ほど部長からも説明がありましたように、本市の課税限度額は法定限度額と8万円の乖離が生じてございます。このまま改定せずに都道府県化となった場合は、税率を上げて低・中間所得者層の負担を増やして補填をしなければなりません。こうした、法定限度額との乖離により生じる低・中間所得者層への影響を回避するとともに、所得に応じた保険税負担の公平性を確保するため、課税限度額を改正したいと考えてございます。
それでは、次のページをお開き願います。
一番上に平成20年度以降の法定限度額と本市の限度額の推移を表にしております。法定限度額との乖離は平成28年度に一時10万円まで広がりましたが、現在は8万円となっております。
次に、平成29年度の道内他市の課税限度額の状況でございますが、限度額合計で法定と同額の89万円が、35市中32市、85万円が2市となっております。81万円は本市のみでございますので、道内では一番低い額となっております。
次に、今回の改正により影響を受ける限度額超過の世帯数の推移と調定額の増額見込みでございます。現行の81万円にて限度額超過となっている世帯数は、基礎分が301世帯、支援分が281世帯、介護分が123世帯でございます。平成29年度当初賦課時点での試算でございますが、今回の改正案により、限度額を85万円とした場合、超過世帯数は基礎分で270世帯、支援分で243世帯、介護分で103世帯となり、調定額は、934万円の増額が見込まれます。
さらに法定限度額と同額の89万円とした場合は、超過世帯数は基礎分で263世帯、支援分で196世帯、介護分で89世帯となり、すべての区分で限度額に達する世帯数は、160世帯、調定額は、1,726万7千円増額する見込みとなります。
最後に、限度額に達する所得額の目安でございますが、モデルケースとして40歳以上の介護該当の夫婦と子ども一人の三人世帯、収入は夫の給与収入のみの世帯で試算してございます。
基礎分、支援分、介護分とそれぞれの税率が違うため、限度額に達する所得は異なりますが、現行の限度額81万円に達するのは、このケースでは、給与収入で約768万円以上の世帯でございます。

発 言 者	発 言 内 容
吉田課長	<p>また、限度額85万円に達するのは、給与収入で約818万円以上、限度額89万円に達するのは給与収入約892万円以上の世帯となります。</p> <p>以上で、苫小牧市税条例の一部改正について説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。</p>
石田会長	<p>ただいま協議事項第1号の苫小牧市税条例の一部改正についての説明をいただきました。何か御質問等があればお願いしたいと思います。何かございませんでしょうか。</p>
石田会長	<p>今まで段階的に引き上げて来なかった、この2ページ目の課税限度額の推移にあるような形で引き上げを留保してきた、というのは、ある程度国保会計の方に余裕があるので引き上げをして来なかったということでしょうか。</p>
吉田課長	<p>はい。当初、平成26年に一度引き上げを行っていますが、その前に法定限度額との乖離が生じておりました。その時点では国保会計が黒字となっていたために、課税限度額をあえて引き上げる必要性がないと判断しておりまして、引き上げを見送っていた経緯がございます。平成26年度の課税限度額変更の際に、一度は条例上は法定限度額に合わせたのですけれども、その後、苫小牧市が段階的に引き上げしている最中に、国が2カ年度に渡って4万円ずつ計8万円引き上げたことで、またさらに乖離が生じてしまったといった現状になってございます。</p>
石田会長	<p>5番目に書いてあります道内35市の状況ということなのですが、他の市においては国の限度額の改定に伴って順次上げて来ていることなのですか。</p>
吉田課長	<p>そうです。他市においては、法定限度額が変わる都度、課税限度額をそれぞれ引き上げて来たという経緯がございまして、法定限度額と一致している市が非常に多くなっているという現状でございます。</p>
石田会長	<p>平成30年度の都道府県化に伴って、乖離幅が出ていますといろいろと税率の変更等が考えられるということもあって、所得の高い人達の部分を放置していると、その下の所得層に影響を与えるので、国の課税限度額に統一していきたいという考え方なのでしょうか。</p>
吉田課長	<p>会長が言われたように、都道府県化以降は法定限度額を市が集めている前提で、道が標準保険税率を設定してきますので、法定限度額に合っていない分というのは、いずれかの方法で補填しなければならぬといった形になります。会長が言われたように、今課税限度額を変えないと、低・中間所得者層にツケが回るといった形になりますし、まず税率改定を考える場合においては、一旦課税限度額を法定限度額に合わせた上で税率を変えるべきかどうかという議論になるというのが基本の考え方になりますので、やはり法定限度額に課税限度額を合わせるということは、応分の負担をいただくと言った意味では、高所得者には応分の負担をしていただくといったことになると考えてございます。</p>
石田会長	<p>一部改正の内容については30年度と31年度の2カ年に渡って段階的に引き上げていくことですが、その後も国の限度額が変更になれば、そのときはそのままスライドして上げていくといった考え方ですか。</p>
吉田課長	<p>基本的には、4万円ずつの引き上げ幅を考えてございますので、単年度4万円という引き上げ幅については、これが上限と我々は考えてございます。30年、31年の2カ年で引き上げを考えておりますけれども、その間に国がまたさらに法定限度額を引き上げるようになった場合は、31年度が終わった時点で、またさらに法定限度額への引き上げということを継続的に行っていかなければならないと考えてございます。</p>
丸山委員	<p>けっこうしんどいですね。</p>
石田会長	<p>先ほど収入が700万だとか800万だとか話がありましたけれども、1世帯当たりになれば年間4万円段階的に上がって行くことになりそうですね。</p>
丸山委員	<p>大きいですね。</p>
石田会長	<p>確かに大きいことは大きいですね。</p>
吉田課長	<p>家計を預かる主婦の皆さんからすると、かなり大きい額の引き上げ幅になるのかなと思います。本当は単年度で8万円上げてしまうのが一番いいのですけれども、さすがにそこまで一気に引き上げるといったのは影響が大きいかなという判断もございまして、単年度4万円ずつ、国の引き上げ幅に準じて引き上げさせていただきたいといった内容になってございます。</p>

発 言 者	発 言 内 容
石田会長	この資料を見ると、対象世帯は200世帯位ずつあるような形になっています。国保ですので、一般の社会保険が適用されないため、これだけの少ない世帯になってしまうのでしょうか、やはり今まで上げて来なかったものを、段階的ですけどもここに来ていっぺんに上げるというのは、それなりに家計への負担も大きいと思います。所得は年々変わるので一概に言えない部分もあるのかもしれませんが、事前にそれぞれの世帯に広報等でアピールして行くことになるのですよね。
吉田課長	この場で御審議をいただいて、この改定案でよろしいという審議がなされ、実際に条例改正に進む際には、市民意見としてパブリックコメントの募集も行いますし、当然周知については広報とまこまい等を通じて被保険者の方にお伝えして行こうと考えております。
石田会長	これをやらないことによって低・中所得者の方に負担が行くということになれば、当然ですけど本来負担すべき課税所得の方達に負担していただくというのが筋だと思いますので、それはやらざるを得ないと思います。もっと細分化して段階的に期間を延ばして、例えば2年じゃなくて5年位かけてやるということについて、都道府県化することよっての支障というものは何かあるのでしょうか。
吉田課長	今回、2年としておりますけれどもこれを仮に5年ですとか6年、もっと長いスパンで延ばした場合は、先ほど御説明したように30年度に都道府県化になった場合に、苫小牧市が北海道に納める納付金と言われるものについてはあくまでも法定限度額まで集めている前提で計算しますので、どうしても追いつかない部分があります。追いつかない額かける世帯数分の穴が開く形になりますので、そこをどこかで埋めていかなければならず、そこをもし税率に転嫁するとなると、かなり大きな世帯数に影響が及ぶということもございますので、やはりそれを避けるために少しでも早く課税限度額が法定限度額に追いつくように、今回2年という幅を持たせて考えております。
石田会長	30年度に4万円しか上げないということになると、当然限度額に達していないということになりますよね。その部分の納付額については税率で調整しなければならぬということになる訳ですか。
吉田課長	本来であれば会長が言われたように税率で調整するという形になるのですが、苫小牧市は幸いにして約6億5千万円の基金を残した状態で都道府県化に入ることになりますので、当面は開いた穴の補填はその基金を取り崩して充てたいと考えてございます。税率については、基金を充て込むことによって税率に転嫁しない方法を取りたいと考えてございます。
石田会長	逆に言えば、本来負担しなければならない人の部分を余剰金である基金で補填するということは、やはり異常ですよね。
吉田課長	本当は好ましい形ではないのかもしれませんが、あまりにも、高所得者とはいえかかる影響が大きいということもありますので、そこは臨時的に、国保制度始まって以来の大改革となりますので、こういった非常時のために基金というものはある意味積立てて来たものでございますから、そこを一旦充て込まさせていただくといったことを我々としては考えてございます。
石田会長	なかなかそういう、負担増になることですので簡単にはいかないのかもしれませんが、制度改革という趣旨の中でどこかの時点でやはりやらなければならないことなので、それをできるだけ速やかにやった方がいいというのはよくわかります。あとは当然ですけどいろいろと公平性の問題も出てくるので、課税限度額が国の示している水準まで達していないということで、極端なことを言うと、言葉は悪いですけど、得する人が出てきているということになるので、本来的な負担をしていただくというのが制度上やむを得ないことなのかもしれませんね。
石田会長	何か御意見ございませんか。丸山委員いかがですか。家計という部分ではなかなか難しい部分もあるのでしょうか。
丸山委員	高所得の方ばかり負担をかけるのも依怙贖みみたいになっちゃうので、少しでもいいから低・中間所得層もいくらか上げていただく方がいいのかなと思います。 医療費がかかっている世帯というのは年齢が中間から上の方たちが多いじゃないですか。若いと医療費がかからないので、やはりそういう方達にも少し負担してもらおうというのはどうなんでしょう。
吉田課長	都道府県化以降に税率改定をする予定ではおりますので、その際には、苫小牧市は平成20年度から税率をずっと変えないでやってきたという経緯がございます。それが段階的に課税限度額を引き上げてきてなんとか凌いできたという経緯もございますので、丸山委員が今言われたように、やはりこの10年間の期間の中で税率を苫小牧市は変えてきませんでしたけれども、物価の上昇ですとか消費税率のアップですとか、物価の変動というのもございますので、税率改定のときにはその辺も勘案しながら応分の負担というのですかね、応能応益の原則に基づいて負担を求め、適正な税率を設定していくということが必要になってくるかと思えます。 ただ、医療費については、医療費がかかるから税率を高くすることはできませんので、そこはあくまでも所得、あとは世帯構成、年齢構成等によって、公平性が保たれるような税率を設定したいと考えてございます。

発 言 者	発 言 内 容
丸山委員	公平である以上は、やっぱりそうでしょうね。
石橋会長	ある意味苦小牧市は今まで恵まれていたのかなということですね。
吉田課長	他市に比べると、高所得者の方はちょっと得をしていたという言い方はできるかもしれませんが。
丸山委員	そういう得をしていたということは、協議委員をやっているからわかりましたけど、そうでない方は意外にわからないでいるのかなと思います。
吉田課長	そうですね。
丸山委員	だから、今頃になってこうだったからこうですよ、だから上げますよって言っても、きつと、「えー、こんなにいっぺんに上げるの」みたいな感じになりそうです。それだったら少しずつでも上げてくださっていれば、まだよかったのかなと思います。あまりにも税額が大きいために、不満に思う方もいると思います。安かったから、あまり上げてなかったからいいでしょみたいに言っても、理解してもらえないのかなと思います。
吉田課長	たしかに丸山委員が言われたように、これまで上げて来ていなかった部分は、苦小牧市に住んでる方は他の市に引っ越さない限りはわからないですので、なかなかそこは実感として持っていただくのは難しい部分なのかなと思います。ただ、我々があまり声を大にして、苦小牧市は今まで得をしていたんですよと言うのも、ちょっと言い辛いところがございますので、こうした今日みたいな御意見をいただければ、報道機関も来ておりますので、苦小牧市が今までいかにうまく運用して、課税限度額を上げないで凌いできたかということが伝わっていけばありがたいかなと思います。
丸山委員	そこを強調して書いていただいて、わかっていただいて、次のステップに。
吉田課長	先ほど会長からも御提案があったように、苦小牧市の課税限度額が上がるという周知の中で、他市の状況というのも紹介させていただくというのも一案かと思っておりますので、そういった周知の仕方をして、苦小牧市はやっとならぬと全道並みというか、他の市並みの水準に合わせますというような言い方も考えてみたいと思います。
石田会長	他に何か御質問等ございませんでしょうか。それでは、やらなくちゃいけないという部分はよく理解できましたので、この協議事項第1号につきまして、いろいろと御意見を伺いましたけれども、このような形で答申をさせていただいてよろしゅうございましょうか。
各委員	了承
石田会長	それでは、皆さんの御意見はこういう形で答申させていただくということなんですけれど、事務局の方で、この答申案について何か文案等ございましたら、お願いしたいと思います。
吉田課長	それでは、文案について私の方から御提案させていただきたいと思っております。平成29年8月31日付けで諮問のあった苦小牧市税条例の一部改正について、慎重に審議した結果、改正することが適当であるので答申します。以上でございます。
石田会長	ただいま文案につきまして説明いただきましたけれど、このような形でよろしゅうございましょうか。
各委員	了承
石田会長	それでは、皆様の御承認をいただいたということでございますので、答申につきましては、今ほど事務局の方からお話がありましたような形で、後日私の方から市長の方に答申をさせていただきたいと思っております。よろしゅうございますか。
各委員	了承
石田会長	1号議案につきましては以上のとおりで、次に第2号の事項につきまして、「都道府県化以降の税率改定の方向性について」ということで、こちらを事務局の方から説明をお願いしたいと思います。
吉田課長	引き続き私の方から御説明させていただきます。協議事項第2号「都道府県化以降の税率改定の方向性について」を御説明いたします。 本日配布いたしましたカラー刷りの資料を御覧下さい。 先ほど、「報告第1号、第9回定例会以降の市議会の結果について」の中でも御報告させていただきましたが、平成29年度予算審査特別委員会において、都道府県化以降の税率改定について、8月に行われる第3回納付金仮算定の結果により、方向性を示す旨の説明をしております。 この件につきまして方向性が決まりましたので、検討した結果について委員の皆様の御意見を伺いたいと思っております。

発 言 者	発 言 内 容
吉田課長	<p>最初に、平成30年度の国保都道府県化において、なぜ税率改定の検討が必要なのかについて御説明いたします。</p> <p>都道府県化前の現在におきましては、苫小牧市の国保に加入している方々の医療費を給付できるように保険税率を設定しておりますが、都道府県化することにより、北海道内で医療費を給付する財布がひとつとなり、北海道全体の医療費を支払うために、市町村が北海道に必要なお金を納める仕組みに変わります。</p> <p>この納めるお金を国保事業費納付金と言いますが、分かりやすく例えるなら医療費を道内自治体で割り勘することとなります。</p> <p>この納付金は、市町村の所得水準や医療費水準等により北海道が計算し、市町村は納付金を納められるような税率を設定することになりますが、北海道からは税率についても目安となる税率を提示されます。</p> <p>次に、保険税率が上がるのか下がるのかについてですが、北海道は平成30年度に向けてこれまでに3回の試算を行っており、最新の仮算定結果が今月示されてございます。</p> <p>保険税は、資料の図にありますように国保に加入する全ての世帯が平等に負担する『平等割』、世帯人が均等に負担する『均等割』、所得に率をかけた額を負担する『所得割』の3つを積上げて計算されます。</p> <p>資料の①の比較表ですが、合計欄を見ていただくと、所得割率は12.95%から10.48%に下がる結果になっておりますが、均等割と平等割の金額は、それぞれ増加しており、合計は1万3,152円上がる結果となります。</p> <p>これをモデル世帯で比較したのが②の表になりますが、aのパターンでは合計1万5千円の減額となり、bのパターンでは1万300円の増額となります。</p> <p>仮算定の結果を見ましても所得階層や世帯構成、年齢によって税率改定による負担の増減が出てきますので、一概に保険税が上がる下がるの議論をすることはできず、本算定後に北海道から納付金等が示され、税率改定をする際には複数のモデル世帯を想定し、分析・検討することになります。</p> <p>現在、北海道から平成30年度の納付金等が示されるのが平成30年1月となっており、平成30年4月の税率改定には分析・検討の時間が取れないこと、市民周知期間が短くなることから、平成30年度の税率改定は行わず、平成31年度の税率改定に向けて、時間を掛けて分析・検討、周知活動を行いたいと考えています。</p> <p>なお、平成30年度に税率改定を行わないことにより、所定の納付金額が集められない場合には、基金からの繰入で対応したいと考えてございます。</p> <p>以上で、「都道府県化以降の税率改定の方向性について」説明を終わらせていただきます。御審議をよろしく願います。</p>
石田会長	<p>協議事項第2号の「都道府県化以降の税率改定の方向性について」説明がありました。先ほどの第1号と合わせますとなかなかわかりにくい部分があるかと思っておりますけれども、やはり国保の税額のイメージ図を見ていただいて、このような形で積み上げて税率を計算するという中で、現行の保険料とどうしても差が出てくるということで、その修正をするということだと思います。今ほど説明ありましたとおり、平成30年の1月でなければ道の方から納付金等が提示されないということなので、新年度すぐ税率を確定させて運用するのはなかなか難しいということでの、基金での対応ということなのですけれど、今考えられる想定でしかないのかもしれませんが、どのくらいの過不足が発生するという想定ですか。</p>
吉田課長	<p>現在、北海道から示されておりますのはあくまでも仮算定という形になっておりますので、今段階でどれくらいの収支が不足するかといった話を早々にするのはちょっと危険かなと我々も判断しておりますので、あくまでも本算定の結果が終わって最終的な額が出た段階で、今の税率と比較をして、どうしなければならないかといったような分析、検討が必要になると思っております。</p>
石田会長	<p>何か本件について御質問等があればお願いしたいと思います。</p>
新谷委員	<p>都道府県化にした背景というのは、ちょっと勉強不足で申し訳ないんですけども、説明していただけますか。</p>
吉田課長	<p>今回の都道府県化についてでございますが、そもそも国保が抱える構造的な課題というのがございまして、本市においてもそうなんですけど、国民健康保険事業については加入者に高齢者が多くなっているという現状がございます。60歳以上の加入者が半数以上占めているというのが一つ顕著な例かなと思っておりますが、当然加入者の年齢構成が高いということは、それだけ医療に関わる機会が多いといったこともございますので、まずその件についてどうしても医療費が高くなりがちになるといった点が一つございます。</p>

発 言 者	発 言 内 容
吉田課長	<p>加えて、年齢が高いということは所得階層が比較的低い方が多いということがございますので、かかるお金は高いけれども、入るお金が少ないといったような大きな課題が一つございます。加えて、苫小牧市は該当しないんですけれども、全国で見ますと加入者が3,000人以下の小規模保険者とされる保険者が非常に多くなっておりまして。加入者が少ないといった保険者に関しては、どうしても高額な医療費がかかる患者さんが発生した場合に、その少ない人数でその医療費を賄わなければならないといった現状がございますので、こういった小さな保険者というのはかなり苦しい財政運営を強いられておりますので、町の一般会計からの繰入を受けたりですか、翌年度の税収を繰上して使うなどといった対策が取られている保険者が多くなっています。今回財政運営の主体を北海道という一つの大きな財布にすることによって、こうした構造的な課題というのを解消しようというのが大きな狙いとなっております。</p>
新谷委員	<p>要するに自治体間に体力差が出てきたので、オール北海道でやろうという背景ですよ。</p>
吉田課長	<p>そうですね。新谷委員仰られたとおりの現状となっております。</p>
新谷委員	<p>そうなったときに、苫小牧で独自でやっていたときとオール北海道でやったときと、今29年度で試算するんですけど、これからの社会情勢からいって好転するというのは、なかなか少子高齢化に向けて好転していくというのはまずあまり考えられない。そういう現状でいくと、今ここでやる分析がどれだけ意味を持つのか。将来的には見通しというのは併せてそういったものは示されるのかなって。そういうものか。それによって、いわばオール北海道にしたこととの、例えば、これは国策ですから勝手な訳にいかないのだけれども、苫小牧市独自でいった場合と乖離が出てくるのかなって。その辺のなんかこう、そこはあまり聞いちゃいけないのかもしれないけれど。</p>
吉田課長	<p>大変貴重な意見かと思えます。今まで苫小牧市内で税収をいただいて医療給付をしてきたというのを、今回は北海道という大きな枠まで広げてしまおうというのが、今回の改正になるかと思っています。今ほど私の方から小規模保険者がかなり苦しいという現状があるというお話をさせていただきましても、これが苫小牧市は全く関係ないかと言いますと、早晚同じ状況が苫小牧市にも起こり得るのではないのか考えておりますし、一つどこかの保険者がもう国保会計が持たないというふうになった場合、それが連鎖的に波及するといったことも考えられますので、そうならないための、ある意味先を見越した上での改革といったような形で我々は捉えております。</p>
新谷委員	<p>厚生年金に共済年金が一本化したと同じことですね。</p>
石田会長	<p>その他に何か御質問等ございませんか。 それでは御質問がないようでございますので、まあどちらにしましても都道府県化以降、税率の改定をしながら公平感を持った税負担をしていただくということでやっていくしかないということなんだと思います。今ほど説明がありましたとおり、もし仮に税収不足等の負担が発生した場合については基金の方で対応するという説明がありました、事務局案に同意をするということでもよろしゅうございますか。</p>
各委員	<p>了承</p>
石田会長	<p>それでは、協議事項第2号については承認させていただくということで進めさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。 以上をもちまして本日の議題は全て終了ということでございますので、その他ということで、何か一般的にございましたら御発言いただきたいと思っておりますけれども、よろしゅうございますか。それでは、事務局の方から何かございましたらお願いしたいと思います。</p>
吉田課長	<p>事務局の方からですが、都道府県化以降もこの運営協議会は苫小牧市で設置しなければならないこととなっておりますので、引き続き運営協議会自体は存続する形になってございます。 次回の運営協議会の日程については改めて御連絡させていただきたいと思っておりますので、よろしく御協力のほど、お願いいたします。</p>
石田会長	<p>それでは、これもちまして本日の運営協議会は終了といたします。本日はどうもありがとうございました。</p>